湊川短期大学における公的研究費の不正使用防止管理責任体制

公的研究費の管理責任体制及び職務内容

最高管理責任者 （学長） （規程第2条関係）	・本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。 ・不正防止計画を策定し、進捗管理を行う
統括管理責任者 （事務局長） （規程第3条関係）	・最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ
コンプライアンス推進責任者 （短大事務室長） （規程第4条関係）	・コンプライアンス推進についての実質的な責任と権限を持つ
不正通報窓口 （法人本部総務部） （規程第12条関係）	・通報内容を最高管理責任者に報告する ・通報者の保護を徹底する
内部監査 （事務局長・総務部長） （規程第13関係）	・会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証を行う。 ・実施結果を最高管理責任者に報告する
検収担当部署 （会計課および短大事務室） （第10条関係）	・納品物品等の検収
相談窓口 （短大事務室） （規程第11条関係）	・公的研究費に係る事務処理手続きに関する相談